

障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（第1検討チーム・第1回）議事要旨

1 日 時 平成22年8月27日（金）10:00～12:00

2 場 所 総務省10階共用会議室2

3 出席者

川井委員、越栄委員、三摩委員、清水委員、松本委員、山田委員

（欠席）関委員

内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 東室長

4 議事次第

（1）開会

（2）選挙部長挨拶

（3）メンバー紹介

（4）説明

○障がい者施策の方向について

○政見放送の概要について

○政見放送における手話通訳及び字幕付与に対する検討状況について

（5）意見交換

（6）検討会の今後の進め方について

（7）閉会

5 議事の経過

○ 総務省自治行政局田口選挙部長の挨拶の後、メンバーの紹介が行われた。

○ 内閣府から「障がい者施策の方向」についての説明が行われた。

○ 総務省から「政見放送の概要」についての説明が行われた。

○ NHKから「政見放送における手話通訳及び字幕付与に対する検討状況」についての説明が行われた。

○ その後、政見放送における手話通訳及び字幕の付与について、意見交換が行われた。
各メンバーからの主な意見等は、以下のとおり。

[手話通訳の付与について]

○ 政見放送を担当する手話通訳士については、政見放送研修の履修等を条件としている。

しかし、地方では研修を履修した手話通訳士がまだ少ないため、今後、手話通訳を付すことができる選挙の対象を拡大するには、研修履修者を増やすことが重要である。

- 手話通訳士が研修を受ける場合の交通費は自己負担である。研修に参加する手話通訳士の負担軽減が必要であり、地方のブロック単位で研修を増やすことを国の責任で進めていただきたい。
- 政見放送での手話通訳では、同時通訳であるという環境、収録時間が決まっているためその間に収めなければならないという時間的制約、新たな時事単語に対して新しい手話を作って対応していること、公職選挙法の知識が必要なこと等、一般的な手話通訳に比べ特異性があるため、政見放送研修が必要である。
- 放送事業者として、手話通訳の対象拡大について取り組むべきとの認識はもっている。ただ地方の放送局では人員が少なく体制が十分ではないため、放送局と各地方の選挙管理委員会との事務分担を明確にする必要がある。地方局の負担にも配慮していただければ、放送局においても取り組みやすいと思われる。
- 検討すべき課題が多岐にわたっている上、実務上の問題も深く検討する必要がある、この検討会だけでの解決は困難である。また地方局によっては人員も限られており、日々の業務に追われているため、新たな業務に対応できるかという問題がある。
- 参議院選挙区や都道府県知事の選挙については、候補者数もそれほど多くはないと考えられるが、地方放送局の体制が課題となるのか、手話通訳士の数が課題となるのか、具体的な課題を明確にする必要がある。
- 参議院選挙区や知事選のような都道府県単位の選挙では、政見放送の収録局が多くなる上、都道府県単位では対応できる手話通訳士が少ないところもあり、通訳士が不足するおそれもあるが、衆議院比例代表選挙でブロック単位で対応しているように、近隣の都道府県間で協力していけば対応できるものと考えられる。
- 選挙管理委員会がフォローするなど、放送局における新たな業務負担を抑えることができれば、都道府県単位の選挙においても手話通訳付与への対応は基本的に可能ではないか。ただ候補者個人の政見放送では、さまざまな内容が想定されるため、放送局では対応に不安もあると思われる。一定のルールづくりをお願いしたい。
- 手話通訳については、手話通訳士の地域偏在等、従来から課題があまり変わっていない

ように思われる。インターネット等の新しいメディアの活用等、政見放送だけではなく、他の制度を変えることによっても、解決の糸口がつかめるのではないかと。

- 候補者の演説につく手話通訳者は、中立の立場であるにもかかわらず、選挙運動員とみなされることについて見直ししてほしい。

[字幕の付与について]

- 政見放送の字幕付与については、将来の情勢の変化によって付されなくなることがないように、法律に明記される等、恒久的な制度に結びつけていただきたい。
- 各放送局の能力の範囲内において、何ができるかを見極めた上で制度化していく必要がある。法律で規定されても、放送局によっては対応しきれないおそれがある。
- 通常の放送番組での字幕は、話す内容が要約されており、何分間も話す内容をそのまま文字にして放送している放送局は、どんな番組でもないと思われる。収録した政見をそのまま放送することとされている政見放送では、すべての内容を文字にして放送を行うことになると思うが、それを行うとすれば放送局としては初めての経験となる。
- 政党から字幕の原稿を提出させて、それをそのまま字幕にすれば、放送事業者側の負担も軽減することができるのではないかと。
- 政党等が字幕を持ち込むこととなると、情報を2倍出そうとする場合もあるのではないかと。
- 政治家にとって言葉は命であり、間違っただけではいけないもののため、字幕の制作には時間がかかる。また政党等に内容を確認する必要もあると思う。通常番組のように台本もあって、字幕の内容がわかっているものとは異なり、原稿がないまま政見を話されることもあり、通常の番組に比べて作業時間がかかることに加えて、政見放送という正確性と公平性が担保されなければならない放送ということからも、通常の作業スケジュールに比べて相当時間がかかる。収録から放送まで2、3日しかないこともあり、放送局としては責任を負いきれない。政党等のチェックなど、政党等の責任を担保し、作業スケジュールをコンパクトにしなければ字幕の付与は難しいと思われる。そのためにどうしたらいいか、積極的に議論していただきたい。
- 要約筆記のレベルも上がっている。手話通訳と同じように、候補者が要約筆記者を用

意し政見放送に同席させ、その場で筆記されたものをテレビに映すことも考えられないか。放送事業者がすべての内容に責任をもつという発想以外の方策もあるのではないか。

- 作業時間の確保のため、収録を早めるという意見もあるが、時の政治情勢によっては収録を前倒しすることが困難な場合があり、作業時間がとれないということも十分考慮しておかなければならない。
- 国政の政見放送も必要であるが、政治への参加としては地方自治体の政策・施策に関しても情報が欠如しているので、各自治体の選挙における地方放送局の政見放送や市議会中継放送等にも字幕を付してほしい。

以上の意見交換の後、総務省から検討会の今後の進め方について説明が行われ、次回の第1検討チームでは、事務局で課題を整理した上で、手話通訳の対象拡大にかかる具体的な進め方や目標について議論をすることとなった。

なお、字幕付与については、第3回検討会において具体的な検討を行う予定。

以上

(文責：事務局)